

加茂市不妊治療費助成事業のご案内

2026 年 4 月改定

加茂市では、不妊治療にかかる経済的な負担を軽減するため、その費用の一部を助成しています。

1. 対象者

不妊治療を受け、次のすべての条件を満たす方

- ① 不妊治療を受けた日及び助成の申請時において、加茂市に住民登録があること
(※転入の場合は、転入後に行われた治療から対象)
- ② 医療保険の被保険者又は被扶養者であること
- ③ 市税等の滞納がないこと
- ④ 他自治体から助成を受けていないこと



2. 対象となる検査・治療

医師が不妊治療と認める検査、治療に要した費用

※保険医療機関、保険薬局で受けた検査・治療費の自己負担分が対象です

※入院費、食事料、文書料、消費税等は対象外です

3. 助成額

対象者1人に対して1年度あたり(4月1日～翌年3月31日)上限 70 万円

※医療保険適用および適用外の両方が対象です

※保険診療の医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険者から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提出するか、高額療養費の払い戻しを行った後に申請してください。

4. 申請手続き

治療が終了した日から1年以内に必要な書類を添えて加茂市こども未来課で申請手続きをしてください。

(注意) 治療終了とは、各治療(タイミング療法、人工授精、体外授精や顕微授精など)の終了をいいます。

 裏面もご覧ください

4. 申請方法

次の書類を提出してください。（必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。）

- ☐ 加茂市不妊治療費助成事業申請書
- ☐ 加茂市不妊治療費助成事業受診等証明書
- ☐ 証明書に記載されている分の領収書、診療明細書の写し
- ☐ 振込先口座の分かる通帳又はキャッシュカードの写し
- ☐ 高額療養費等の医療保険給付金等がある場合は、その支給額を確認できる書類の写し
（※写しについてはコピーをとりご提出ください。）

事実婚の方は、次の書類も提出してください。

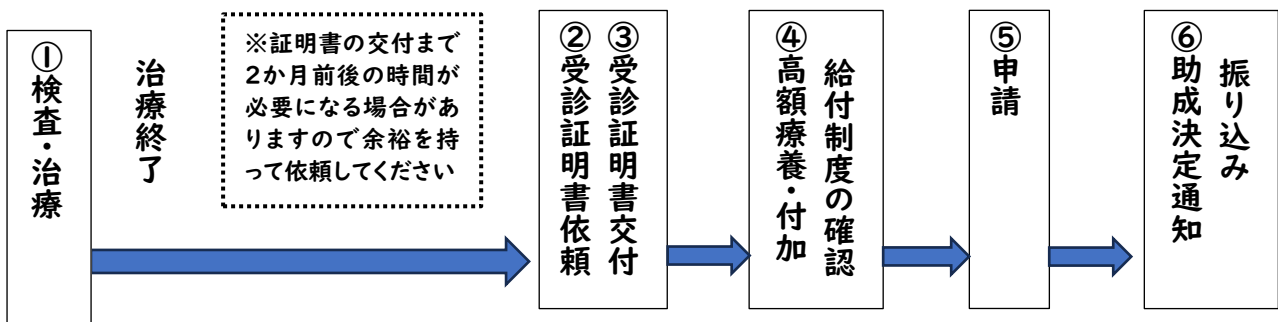
- ☐ 両人の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本
- ☐ 事実婚関係に関する申立書

6. 助成の決定

申請書類の審査後、不妊治療費の助成の可否及び金額について決定し、「加茂市不妊治療費助成支給決定通知書（または、加茂市不妊治療費助成不支給決定通知書）」を郵送します。

後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

【手続きの流れ】



お問い合わせ 加茂市役所こども未来課 こども家庭センター
〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号
電話:0256-52-0080(内線155)
受付時間:月～金 8:30～17:15(祝祭日を除く)

